

さいたま市建築協定書の縦覧規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年 3 月16 日

さいたま市長

清水 久人

さいたま市規則第 2 0 号

さいたま市建築協定書の縦覧規則の一部を改正する規則

さいたま市建築協定書の縦覧規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 2 1 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(縦覧場所) 第 2 条 協定書の縦覧場所は、 <u>さいたま市建設局建築行政部建築行政課内</u> とする。	(縦覧場所) 第 2 条 協定書の縦覧場所は、 <u>さいたま市建設局建築部建築行政課内</u> とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。